

福井市製材力強化対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市製材力強化対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市を含む県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等が自ら実施する事前調査に要する経費を支援することにより、製材工場の新設・規模拡大に向けた取組を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところとする。

- (1) 県が推進する製材力強化の取組とは、「ふくいの森林・林業基本計画」に掲げられた大規模工場の誘致や中小規模製材工場の連携による木材加工流通体制の強化などの取組とする。
- (2) 市産原木とは、福井市内の山林で伐採された原木とする。
- (3) 県産原木とは、福井県内の山林で伐採された原木とする。
- (3) 市産材とは、福井市内の山林で伐採され、福井市内で加工された木材とする。
- (4) 県産材とは、福井県内の山林で伐採され、福井県内で加工された木材とする。
- (5) 県外への製品販売とは、本社がある都道府県を含む福井県外に市産材・県産材製品を販売することとする。
- (6) 県外への販路拡大とは、本社がある都道府県を含む福井県外に市産材・県産材製品を販売する経路を広げて、顧客や売上を増やすこととする。
- (7) 県外への販路開拓とは、本社がある都道府県を含む福井県外に市産材・県産材製品を販売する経路を新たに見つけることとする。

(事業主体)

第4条 補助金の交付を受けることのできる事業者(以下「事業主体」という。)は、本市を含む県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等であって次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が推進する製材力強化の取組に賛同し、取組を進めること。
 - (2) 市産又は県産原木を調達し、製材加工する意思があること。
 - (3) 県内及び県外で製品販売実績があり、県外への販路開拓又は販路拡大が見込めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者及び団体は対象としない。
- (1) 暴力団(福井市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等(条例第2条第2号及び3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) (1)から(3)までに掲げるいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
 - (5) (1)から(4)に該当する者が経営に事実上参画している団体
 - (6) 特定の政治、宗教を目的とする団体

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、事業主体が、自ら実施する原木生産・流通等の事前調査、木材製品生産・流通等の事前調査、立地候補地の事前調査、その他の事前調査に要する経費に対し助成する事業とする。補助対象となる事前調査は、下表

(別表第1)とする。但し、事前調査の区域には必ず本市を含めることとする。

(別表第1)事業区分と内容

項目	事業区分	内容
(1)	原木生産・流通等の事前調査	原木生産、原木市場、原木流通の動向など原木確保に資する調査の実施に要する経費
(2)	木材製品生産・流通等の事前調査	木材製品の生産、製品市場、製品流通の動向など木材製品の販路確保に資する調査の実施に要する経費
(3)	立地候補地の事前調査	立地調査、用地調査など立地候補地の選定に資する調査の実施に要する経費
(4)	上記(1)から(3)以外の事前調査	上記(1)から(3)以外に必要となる調査の実施に要する経費

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、下表(別表第2)のとおりとする。

(別表第2)経費区分及び内容

経費区分	内容
賃金	事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。
共済費	賃金に係る社会保険料とする。
謝金	事業を実施するために開催する会議等に出席する指導者等の謝金とする。
旅費	事業を実施するために必要な旅費とする。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費等とする。
役務費	通信運搬費、手数料とする。
委託料	資料作成、測量・調査等の委託料とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の賃借料及び損料とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において事業主体が自ら実施する補助事業に要する経費とする。補助限度額は1,000,000円を上限とする。ただし、補助額は千円未満切捨てとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事業に着手する前までに、福井市製材力強化対策事業交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実施計画書(様式第1号-1)
- (2) 収支予算書(様式第1号-2)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)
- (4) 対象経費毎の積算根拠
- (5) 調査計画の概要
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、こ

れを減額して申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書の内容を審査し、第4条の要件の聞き取りを行った上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条の規定により、事業主体に対する補助金の交付及びその額を決定する。

2 前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、事業主体に対し、福井市製材力強化対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知し、補助金の不交付を決定したときは、事業主体に対し、福井市製材力強化対策事業不交付決定通知書(様式第4号)による通知をもって行うものとする。

3 交付決定前の着手は、補助対象外とする。

(補助事業の変更)

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、市長に福井市製材力強化対策事業変更承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに福井市製材力強化対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号-1)をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに福井市製材力強化対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号-1)を承認の申請をした者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第 12 条 交付決定の後、補助事業者は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、福井市製材力強化対策事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに福井市製材力強化対策事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実績書(様式第7号-1)
- (2) 収支決算書(様式第7号-2)
- (3) 契約書の写し
- (4) 納品書の写し
- (5) 請求書又は領収書の写し

(6) 経費の根拠となる書類

(7) 調査結果

(8) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第8条第3項のただし書の規定により交付の申請を行い、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別紙様式第1号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市製材力強化対策事業補助金額確定通知書(様式第8号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市製材力強化対策事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者から概算払又は前金払による補助金交付請求書が提出された場合には、規則第14条第2項の規定により、市長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(関係図書の保存)

第16条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による